

真庭市立余野小学校 いじめ防止基本方針

令和8年3月改訂

いじめに関する現状と課題

- ・穏やかな環境で仲良く学校生活を送っている。全校や学年を超えての活動も意図的に行っている。複式編成のため上学年が下学年に優しく接する場面も多い。
- ・令和8年度からは2学級編成になり構成員が変わらない学級もある。また、言葉遣いは丁寧であるが児童相互は改まったコミュニケーション言語を使わなくても通じ合う親しさがあがり、言葉ではなく表情や態度で意志疎通することもあり、表面化しにくい「馴化型」のいじめが起りやすい。
- ・令和7年度に新たに認知した件数は0件。令和6年度にいじめ認知した2件について継続的に経過観察を行っている。日常的な情報交換やに加え、終礼での情報交換・情報共有を週に1回行っている。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・いじめが起きにくい、許さない雰囲気づくりに努める。
- ・児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ・いじめの早期発見のために日頃からきめ細かい観察を行い、家庭と学校、地域や関係機関との連携を図り、地域全体でいじめ防止の取組を協力して進めていく。

<重点となる取組>

- ・平素よりいじめの定義「相手の嫌がることを行うこと」を明確に伝え、意識の高揚により未然防止に努める。
- ・授業改善に取り組み、人権を大切に授業を行う。自己肯定感を高め他者を思いやる優しい心を育てる。

保護者・地域との連携	学 校	関係機関等との連携
<p><連携の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校基本方針をPTA総会で説明し、学校のいじめ問題への取り組みについて保護者の理解を得ると共に、研修会や講演会等を活用しいじめ問題の意見交換や協議の場を設定し、取り組みの改善に生かす。 ・PTA評議員会等で情報交換を行う。 ・学校運営協議会、地域学校協働本部等の協力を得て、地域での児童の生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。 ・学校だよりやHP等で、いじめ防止の基本方針等の学校の基本的な取り組みや、いじめ問題等の各種相談窓口や学校の教育相談窓口等の紹介を掲載し、活用を促す。また、学級懇談や個人個人懇談で情報交換を行う。 	<p style="text-align: center;">い じ め 対 策 委 員 会</p> <p>(役割) 基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生しいじめ事案への対応</p> <p>(開催時期) 年3回開催(学期ごと)</p> <p>(教職員への伝達) ・直後の職員会議で全教職員に周知。 ・緊急の場合は職員を招集し伝達。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校外 学校運営協議会員、PTA会長 真庭市教育委員会 等 ・校内 校長 生徒指導担当 担任 S S W S C 養護教諭等 <p style="text-align: center;">全 教 職 員</p>	<p><連携機関名></p> <ul style="list-style-type: none"> ・真庭市教育委員会 ・子育て支援課 ・PTA評議員会 ・主任児童委員 <p><連携の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導主事への相談 ・臨床心理士への相談 ・SC、SSWへの相談 <p><学校側の窓口></p> <ul style="list-style-type: none"> ・校長、生徒指導担当 <p><連携機関名></p> <ul style="list-style-type: none"> ・真庭警察署、久世交番 <p><連携の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・非行防止教室 ・定期的な情報交換 <p><学校側の窓口></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導担当、校長

学校が実施する取組

① い じ め の 防 止	<p>(教員研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指導力向上、危機管理意識の向上を図るための研修を行う。 <p>(道徳教育の充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道徳の時間はもちろん、全教科全領域においていじめを題材にした作品等を取り上げ、日頃の教育活動を通じていじめ防止の心情を育成していく。 <p>(児童会活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめについて考える週間を中心に、標語づくりや仲間づくりゲーム等を行う集会等を実施したり、全校遊びを通して異学年間の関わりを豊かにしたりして、児童相互の豊かな心を育成し、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己肯定感を感じられる学校づくりを進める。 <p>(情報モラル教育)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童のインターネット利用実態等を把握するとともに、SNS等の利便性や危険性、トラブル対処法等についての啓発を児童や保護者に行う。情報モラルに関する授業を、各学年において1時間以上行う。
② 早 期 発 見	<p>(実態把握)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の実態把握のためのアンケート(年3回)、Q-Uによる集団アセスメント等を行うことで、児童の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。 <p>(相談体制の確立)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SCや担任との教育相談、全ての教員による日常的な観察やきめ細かな声かけを行い、児童がいつでもいじめを訴えたり相談したりできる体制を整える。 <p>(情報共有)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の気になる変化や行為があった場合、終礼や職員全体での会議等を開催し早急に情報交換をする。 <p>(家庭への啓発)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・啓発資料等により家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。
③ い じ め へ の 対 処	<p>(いじめの有無の確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本校児童がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、速やかにいじめの事実の有無の確認を行う。 <p>(いじめへの組織的対応の検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ対策(生徒指導支援)委員会を開催する。 <p>(いじめられた児童への支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に当該児童及びその保護者に対して支援を行う。 ・保護者へ来校を促し、実態の把握と児童の様子を把握し、解決への通筋を明らかにする。 <p>(いじめた児童への指導)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該児童の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。